

規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：不当景品類及び不当表示防止法
規制の名称：不当景品類及び不当表示防止法への課徴金制度の導入
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：消費者庁表示対策課
評価実施時期：令和4年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

本規制は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）違反行為（以下「不当表示」という。）が多発する中で導入されたものである。すなわち、不当表示の差止め等を命ずる「措置命令」だけでは、不当表示によって得た不当利得が違反事業者の手元に残ってしまい、経済的観点からの抑止機能を十分に果たすことができなかつたことから、表示規制の実効性を一層確保するため、経済的不利益を賦課する課徴金制度を導入することとしたものである。

現在も、不当表示は後を絶たず、上記の状況に大きな変化はなく、本規制の事前評価時に想定していなかった社会経済情勢や科学技術の変化による影響等は特段生じていない。

なお、過去5年間における景品表示法の措置命令件数、行政指導件数及び措置命令によって保護された消費者利益（推計）は以下のとおりである。

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
措置命令（件）	27	50	46	40	33
行政指導（件）	138	179	216	202	176
措置命令によって保護された消費者利益（円）	388.3億	429.5億	147.4億	204.8億	1,417億

※「措置命令によって保護された消費者利益」の算出方法：措置命令を行わなかつた場合に、不当表示がその後1年間継続したと仮定し、その間に当該商品に対して消費者が支払ったであろう金額の合計を、課徴金算定基礎額を基に推計。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

本規制の導入により、事業者の不当表示が抑止された件数を算出することはできないが、例えば、不当表示を行った事業者が消費者庁にその事実を報告した場合に課徴金を減額する効果を持つ違反行為の「自主申告」制度が活用された件数は、本規制が導入された平成 28 年度から令和 2 年度までの間に 44 件あり、経済的不利益の賦課が事業者の不当表示抑止に向けた行動に与える影響は一定程度あるといえる。よって、本規制が導入されていなかった場合は、より多くの違反行為が発生していた可能性がある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

前記①②のとおり、本規制を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響等の発現は事前評価時から特段なく、また、本規制には、事業者が不当表示を行うことを抑止する効果が認められることから、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

① 課徴金を課されないために要する「遵守費用」

事前評価において、「事業者としては、適正な表示活動を行っている限り、従来どおり、景品表示法に違反することはなく措置命令や課徴金納付命令を受けることはない。したがって、事業者が、本課徴金制度導入に伴い規制を遵守するために、新たに追加的費用が発生することは

ない。」としていたところ、この状況に変化はなく、現在も当該「遵守費用」の発生はない。

② 課徴金納付命令に当たり必要な範囲での調査に応じる「遵守費用」

課徴金納付命令に当たり必要な範囲で行う立入検査や報告聴取等については、措置命令と課徴金納付命令において、違反行為である不当表示の存在は、共通の要件であることから、事前評価において、「措置命令を課すに当たり同様の権限が既に存在しており、実際にも立入検査や報告徴収等は措置命令のために行われるものと課徴金納付命令のために行われるものとで同一機会に行うことが想定されることから、事業者に対し新たに過大な負担を課すことにはならず、殊更の費用負担は生じない。」としていたところ、この状況に変化はなく、現在も当該「遵守費用」の発生はない。

なお、立入検査及び報告聴取件数は、個別事件の調査手法に係る情報であり、公表することにより、調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため公開していない。

課徴金納付命令を行うために新たに実施するものとして、課徴金納付命令に固有の要件である課徴金額の算定基礎額の正確性を検証するための調査がある。これについて以下のとおり定量化を行ったところ、事業者が当該調査に応じる「遵守費用」は、過去5年間合計約250万円、年平均約50万円である。

【本規制のための調査に応じる遵守費用】

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	合計
費用(円)	3万4,800	66万1,200	69万6,000	59万1,600	52万2,000	250万 5,600

※算出方法：1件当たり3万4,800円（1時間当たりの労働費用約2,900円×1件当たりの平均対応人数3名×1件当たりの平均所要時間4時間）×課徴金納付命令件数。

労働費用約2,900円＝495万7,000円（平均給与額）÷1,685時間（年間総労働時間）

（出典）民間給与実態統計調査（国税庁）

労働統計要覧（厚生労働省）

③ 被害回復制度を利用するに当たっての費用

事前評価において、事業者が返金措置の制度を利用する場合、「返金のための通知や公告、返金手続の履行や問合対応等のために一定のコストが掛かることが想定される。もっとも、被害回復制度の実施はそもそも事業者の任意によるものである。また、返金措置が要件を満たす場合には課徴金の額が減額される。さらに、事業者が、不当表示により商品又は役務を購入した消費者に対して損害を与えた場合には、取引を行った消費者から、訴訟提起等の方法により損害賠償請求等を受ける可能性があるところ、返金額が損害賠償債務に対する支払である限り、当該債務は減少又は消滅する。したがって、前記返金手続の利用に伴い事業者が負担しなければならない費用は過大なものとはいえない。」としていた。

上記のとおり、被害回復制度を実施するかどうかはそもそも事業者の任意によるものであり、事業者が、返金措置を行うために必要となるコストと課徴金の減額幅や損害賠償債務の減少幅等を比較検討した上で、事業者が自ら判断して利用するものであり、現在もこの状況に変

化はない。

過去5年間において当該制度を利用した事業者数は以下のとおりであり、当該制度の利用に当たって新たに生じた費用につき定量化を行うと、5年間で約4億円、年平均約8,000万円である。

H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
2件	1件	0件	0件	1件

※当該制度の利用に当たって生じた費用の算出方法：返金措置の利用により課徴金が減額された額の合計額（事業者は、当該制度の利用に必要な費用と課徴金の減額幅を比較検討して同費用が同減額幅を超えない場合に当該制度の利用を行ったと考えられることから、当該制度の利用に当たって生じた費用は、多くとも課徴金が減額された額と同額と仮定できることから、当該制度の利用によって課徴金が減額された合計額を準用した。）。

④ 本規制による行政庁への直接的な金銭支払い

過去5年間の課徴金納付命令件数及び課徴金額は以下のとおりであり、本規制による直接的な金銭支払い額は、5年間合計30億2,258万円、年平均6億452万円である。

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
件数(件)	1	19	20	17	15
課徴金額(円)	4億8,507万	3億9,153万	5億801万	4億6,559万	11億7,238万

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価において、課徴金制度の導入に伴う行政費用として、以下の①～④の事項が挙げられていた。

- ① 課徴金額算定の基礎となる不当表示の対象商品又は役務の「売上額」の確認、課徴金額の算定及び違反事業者の主観的要素の確認
- ② 事前手続（弁明の機会の付与）に係る事務負担
- ③ 被害回復制度の要件充足性の確認
- ④ 課徴金の徴収事務

このうち、事前評価において、①～③については、措置命令を行うための処理手続において行っている業務と重複している又は比較的定型的な作業となることから、追加的に大きな費用が生じるものではないとしていたところ、追加的に生じた費用は、課徴金納付命令に固有の要件である課徴金額の算定基礎額の正確性を検証するための調査にかかる「行政費用」として、129万6,000円（平成28年度～令和2年度の5年間）である。

【課徴金算定基礎額の正確性検証のための調査に応じる行政費用】

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	合計
費用（円）	1万8,000	34万2,000	36万0,000	30万6,000	27万0,000	129万6,000

※算出方法：1件当たり1万8,000円（労働費用1,500円×3人×4時間）×課徴金納付命令件数。

労働費用1,500円＝23万1,500円（令和3年4月俸給表における本府省行政職係長（3級1号俸）俸給月額）÷20日（1か月間の営業日）÷7時間45分（1日当たりの業務時間）

④については、事前評価において、「課徴金納付の管理、徴収に必要な督促、強制執行依頼等、新しい事務が生じるため、体制整備に若干の費用を要するものの、課徴金制度自体は他の制度に既に存在するものであって金銭徴収業務について行政の側において既に一定のノウハウが蓄積されているものであるから、多大な費用が生じるようなものではない。」としていた。そこで、以下のとおり定量化を行った結果、課徴金の徴収事務に係る「行政費用」は32万4,000円（平成28年度～令和2年度の5年間）である。

【課徴金の徴収業務に係る行政費用】

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	合計
費用（円）	4,500	8万5,500	9万0,000	7万6,500	6万7,500	32万4,000

※算出方法：1件当たり4,500円（労働費用1,500円×1人×3時間）×課徴金納付命令件数。

労働費用1,500円＝23万1,500円（令和3年4月俸給表における本府省行政職係長（3級1号俸）俸給月額）÷20日（1か月間の営業日）÷7時間45分（1日当たりの業務時間）

⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

本規制を導入したことによる副次的な影響及び波及的な影響並びに規制の事前評価時に意図していなかった負の影響は特に発生していない。

3 考察

⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

本規制の導入に伴い発生した費用は、「行政費用」として計 162 万円（上記⑤参照）であり、遵守費用は年間約 6 億 8,000 万円である（簡素化の要件 i に該当）。また、本規制導入による副次的な影響及び波及的な影響は特に生じておらず、事前評価時に想定していなかった負の影響も特に生じていない。

本規制については、経済的観点から事業者が不当表示を行うことを抑止する効果があり、不当表示の未然防止の観点から必要性が認められる。

したがって、本規制を引き続き継続することは妥当であるといえる。